

出雲市公共施設等総合管理計画

平成28年3月策定
(令和4年3月改訂)

出 雲 市

目次

I 計画の趣旨と計画期間

- 1. 計画の策定にあたって（令和4年3月改訂）・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画期間等・・・・・・・・・・ 1
- 3. 対象施設・・・・・・・・・・ 2

II 公共施設等の状況と将来の見通し

- 1. 公共建築物の状況・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 延床面積の状況・・・・・・・・・・ 3
 - ①施設用途別延床面積
 - ②人口一人当たりの延床面積
 - ③建設年度別延床面積
 - ④旧自治体別延床面積
 - (2) 公共建築物の建替等にかかる将来経費の推計・・・・・・・・ 7
 - (3) 公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移（令和4年3月追加）・・・ 8
- 2. インフラ資産の状況・・・・・・・・・・ 9
 - (1) インフラ資産の保有状況・・・・・・・・・・ 9
 - ①インフラ資産別保有量
 - ②人口一人当たりのインフラ資産保有量
 - (2) インフラ資産の更新にかかる将来経費の推計・・・・・・・・ 11
 - (3) インフラ資産の有形固定資産減価償却率の推移（令和4年3月追加）・・・ 11
- 3. 公共施設等の更新等にかかる将来経費の推計・・・・・・・・ 13
- 4. 過去に行った対策とその効果（令和4年3月追加）・・・・・・・・ 14
 - (1) 過去に行った対策の実績・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 施設保有量の推移・・・・・・・・・・ 15
 - ①公共建築物の保有量の推移
 - ②インフラ資産の保有量の推移
 - (3) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み・・・・・・・・ 16

III 人口推計と財政状況の推計

- 1. 人口推計(出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略)・・・・・・・・ 17
- 2. 財政状況の推計・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 出雲市財政計画(普通会計)・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 水道事業・下水道事業・・・・・・・・・・ 20

IV 公共施設等の総合的な取組の基本方針

- 1. 公共施設等を取巻く課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- 2. 総合的な取組の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

V 具体的な取組の方針

- 1. 公共建築物の総合的な取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
 - (1) 保有量の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
 - ①施設の統廃合等の取組方針
 - ②削減の数値目標
 - (2) 公共建築物の長寿命化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
 - ①長寿命化の実施方針
 - ②耐震化の実施方針
 - ③安全確保及び点検・診断等の実施方針
 - (3) 維持管理経費の縮減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
 - ①管理方式の見直し等による維持管理経費の縮減
 - ②施設の統廃合や譲渡等による維持管理経費の縮減
 - (4) ユニバーサルデザイン化の推進（令和4年3月追加）・・・・・・ 2 6
 - (5) 脱炭素化の推進（令和4年3月追加）・・・・・・・・・・・・ 2 6
 - (6) 民間活力の導入（PPPの活用）・・・・・・・・・・・・ 2 6
 - (7) 施設類型ごとの総合的な取組方針等・・・・・・・・・・・・ 2 8
 - ①「出雲市公共施設のあり方指針」
 - ②小中学校・幼稚園
 - ③市営住宅
 - ④病院事業（令和4年3月改訂）
 - ⑤コミュニティセンター
 - ⑥水道事業・下水道事業（公共建築物）（令和4年3月改訂）
- 2. インフラ資産の総合的な取組方針・・・・・・・・・・・・ 3 1
 - (1) 保有量の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
 - ①整備の方針
 - (2) 施設の長寿命化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
 - ①長寿命化及び耐震化の実施方針
 - ②安全確保及び点検・診断等の実施方針
 - (3) 維持管理経費の縮減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
 - ①維持管理・修繕等の実施方針
 - (4) ユニバーサルデザイン化の推進（令和4年3月追加）・・・・・・ 3 1

(5) 脱炭素化の推進（令和4年3月追加）	32
(6) 施設類型ごとの総合的な取組方針等	32
①道路・橋梁	
②水道事業・下水道事業（令和4年3月改訂）	
③その他インフラ資産（令和4年3月改訂）	

VI 施設の解体方針

1. 解体計画の策定（令和4年3月改訂）	34
----------------------	----

VII 総合的な取組の推進体制

1. 総合的かつ計画的な取組を実現するための体制の構築方針	35
(1) 維持管理に関する体制	35
(2) 統廃合や民間譲渡等の取組	35
2. 情報の管理及び共有	36
3. フォローアップ体制	36

I 計画の趣旨と計画期間

1. 計画の策定にあたって

本市は、平成 17 年に 2 市 4 町が合併して誕生し、平成 23 年には新たに 1 町と合併して人口 171,845 人、市域は東西約 30 k m、南北約 39 k m、総面積 624.36 k m²となりました。公共建築物については、合併前の 7 市町が保有する施設をほぼそのまま引き継いだため、多くの建築物を保有することとなり、特にスポーツ施設、文化施設、日帰り温泉などは類似する施設が数多くあります。そして、これら多くの施設を維持管理していくために、年間約 50 億円（普通会計分）の費用を要しています。また、道路などのインフラ資産についても、広い市域を網羅しており、その保有量も相当量にのぼっています。

本市が保有する公共施設等の中には、整備後相当の年数が経ち、老朽化や耐震性の問題から安全面を憂慮する施設もあり、これらの改善のため、大規模改修及び建替、更新や長寿命化の取組が必要となっている施設もあります。

こうした施設の現状がある中で将来の状況を勘案すると、少子高齢化の進展や人口の減少及び人口構造の変化、公共施設等に対する住民ニーズの変化が想定されること、また、今後の財政運営では、普通交付税の合併特例措置の縮減による段階的な減額、扶助費等の増加など厳しさを増す見込みであることから、公共施設等の管理にはこれらを考慮する必要があります。

こうしたことから、公共施設等の保有量や大規模改修及び建替、更新の将来見通し等を分析し、公共施設等の保有量の適正化に向けた取組を推進するとともに、施設の効率的・効果的な維持管理と長寿命化を図るため「出雲市公共施設等総合管理計画」を策定します。

[計画の改訂（令和 4 年 3 月）]

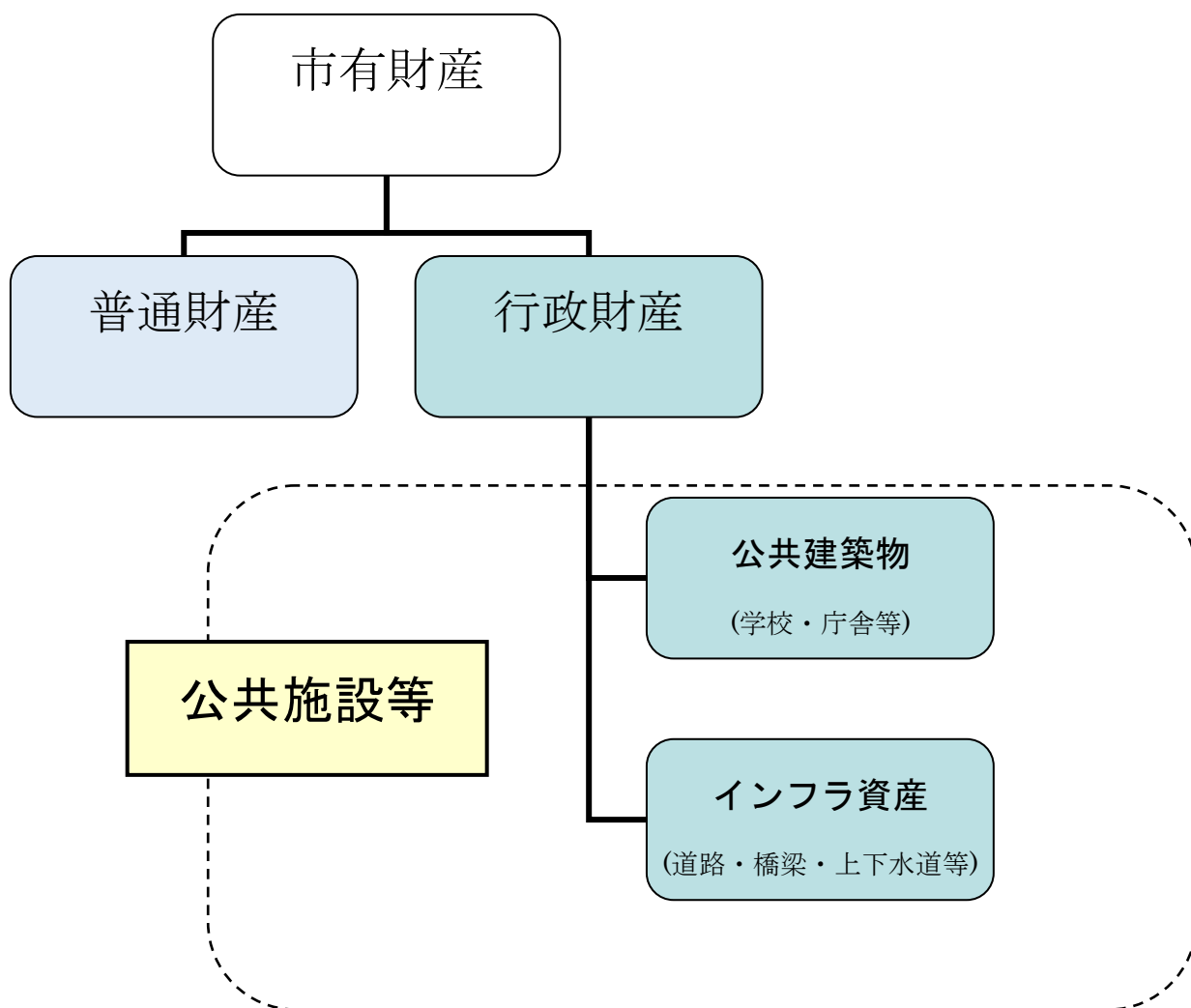
国においては、平成 30 年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され、また令和 3 年 1 月には「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」が発出されたことを受け、今回、本計画に新たに盛り込む必要がある事項（有形固定資産減価償却率の推移、過去に行った対策の実績など）の追加等を行い、内容の充実を図ります。

2. 計画期間等

本計画の計画期間は、平成28年度から令和27年度までの30年間とします。ただし、計画の内容については、必要に応じ見直しを行います。

3. 対象施設

本計画の対象施設は、以下に示す本市が保有する公共施設等を対象とします。なお、本計画においては、いわゆる「ハコモノ施設」については公共建築物、ハコモノ施設以外の施設についてはインフラ資産として整理します。



Ⅱ 公共施設等の状況と将来の見通し

1. 公共建築物の状況

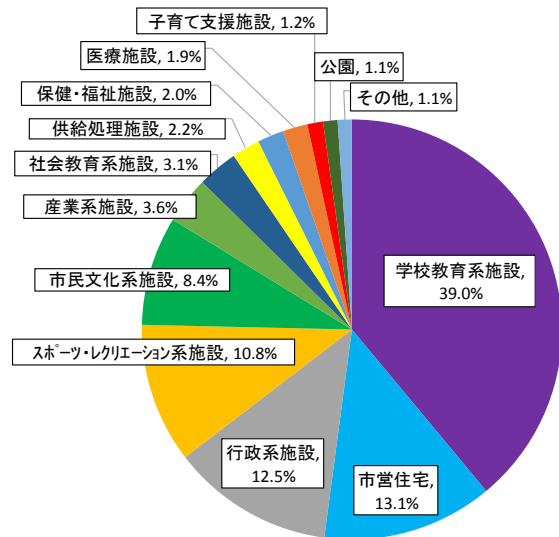
(1) 延床面積の状況

①施設用途別延床面積

本市が保有する公共建築物については、平成 26 年度末で、延床面積合計が約 84 万㎡となっています。その内訳は、学校教育系施設が最も多く全体の 39%を占め、次に市営住宅が 13.1%、市役所・環境関連施設など行政系施設が 12.5%、スポーツ・レクリエーション系施設が 10.8%などとなっています。

延床面積

分類	延床面積 (㎡)	全施設に占める延床面積の割合
学校教育系施設	327,878	39.0%
市営住宅	110,597	13.1%
行政系施設	105,142	12.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	90,543	10.8%
市民文化系施設	70,675	8.4%
産業系施設	30,500	3.6%
社会教育系施設	26,217	3.1%
供給処理施設	18,164	2.2%
保健・福祉施設	17,114	2.0%
医療施設	16,081	1.9%
子育て支援施設	10,111	1.2%
公園	9,348	1.1%
その他	9,187	1.1%
合計	841,555	100.0%



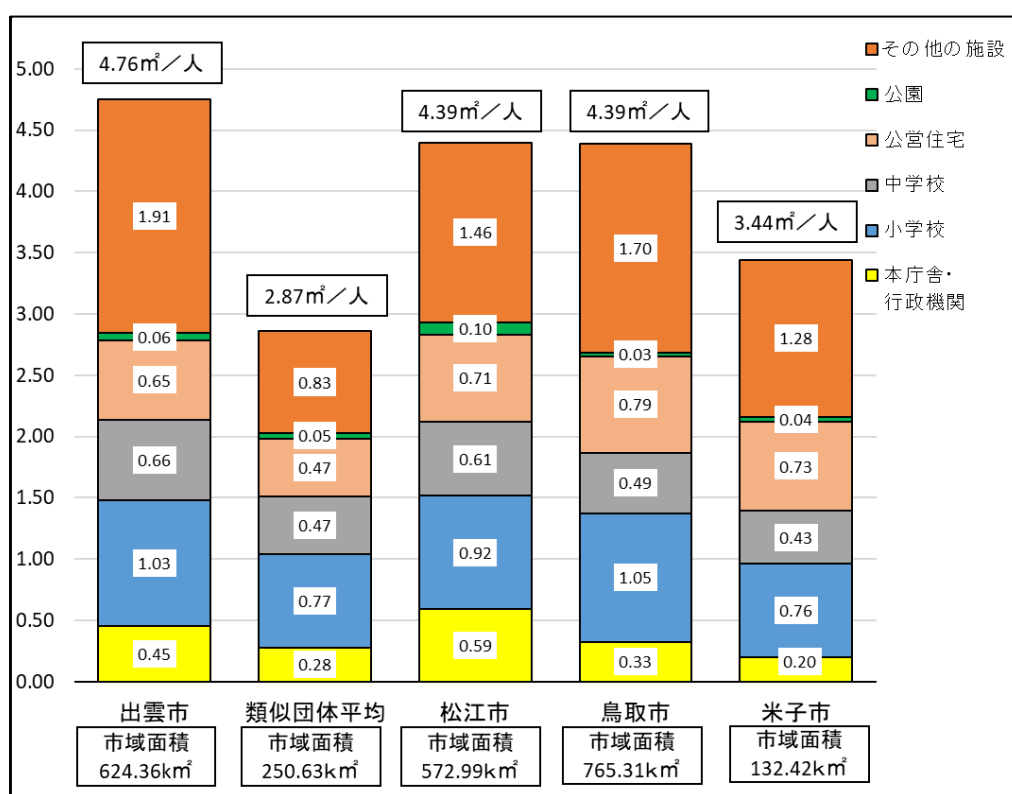
※延床面積は「平成 26 年度（2014）財産に関する調書」における行政財産の延床面積と平成 26 年度末の公営企業会計（水道事業・病院事業）所管の延床面積の合計

②人口一人当たりの延床面積

本市の人口一人当たりの延床面積を類似団体と比較してみると、平成 25 年度末で本市は 4.76 m²、類似団体平均は 2.87 m²であり、約 1.7 倍となっています。（公営企業会計分を除く。）ただし、公営企業会計分を含めた人口一人当たりの延床面積は、4.91 m²です（平成 26 年度末）。

また、近隣自治体との比較では、本市と同様に多くの自治体が合併した松江市や鳥取市は、人口一人当たりの延床面積が広がっています。

人口一人当たりの延床面積（平成 25 年度・公営企業会計分を除く）



* 公共建築物の延床面積は平成 25 年度「公共施設状況調査」の数値

* 公共施設状況調査は公営企業会計（水道事業・病院事業など）の施設は調査対象外

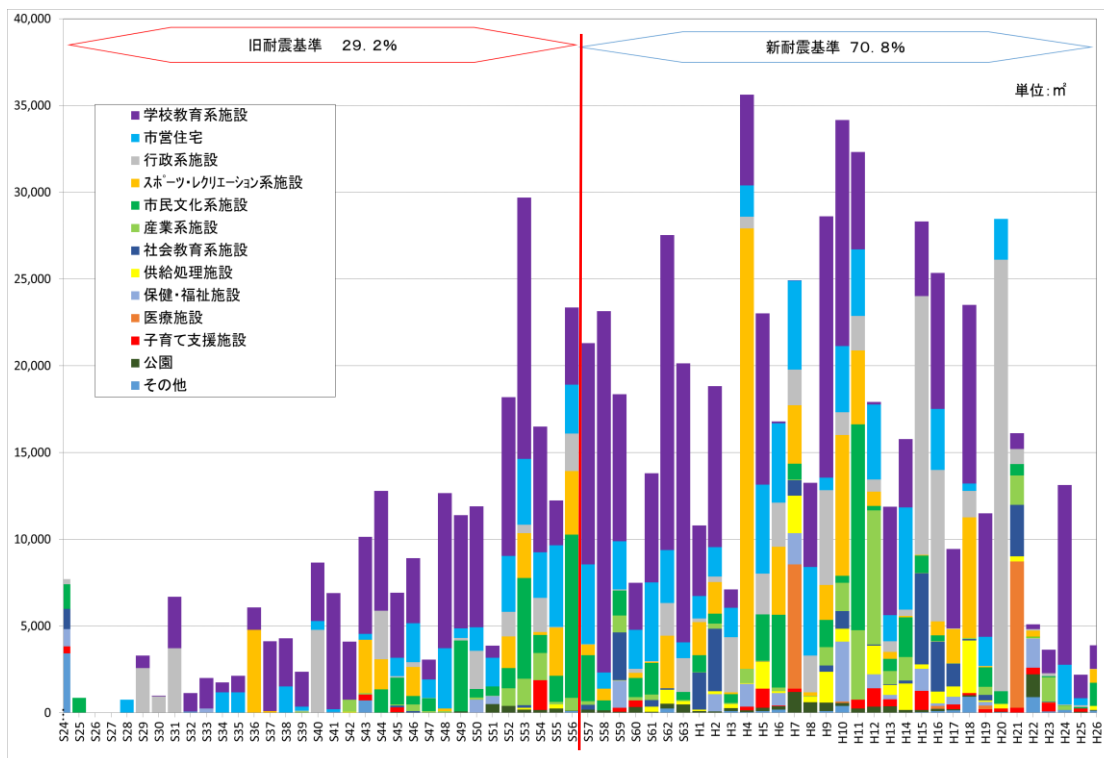
* 人口は平成 22 年度国勢調査人口で算出

* 市域面積は平成 26 年 10 月現在

③建設年度別延床面積

現在使用している公共建築物の整備時期をみると、昭和 50 年代以降に多くの公共建築物が整備されています。本市の公共建築物の約 3 割が昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設されたものであり、耐震診断・耐震補強等の対策も必要となっています。

建設年度別延床面積



※S24 分は S24 以前建築分及び建設年度不明分

○新耐震基準…昭和 56 年に建築基準法が改正された際に導入された耐震基準。中規模の地震（震度 5 強程度）に対してはほとんど損傷を生じず、大規模の地震（震度 6 から震度 7 程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

施設数

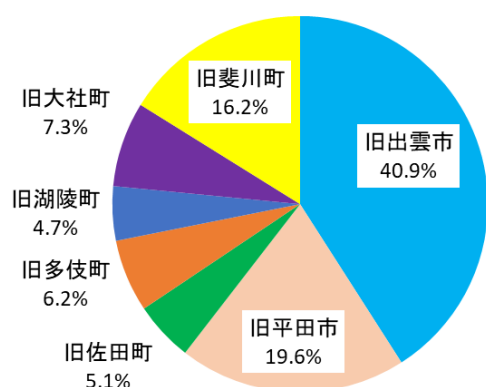
区分	普通会計	普通会計以外 ※	合計	施設例
学校教育系施設	91	0	91	小中学校及び幼稚園、給食センター、科学館 など
市営住宅	58	0	58	公営住宅、特定公共賃貸住宅 など
行政系施設	302	1	303	庁舎、消防施設、環境関連施設 など
スポーツ・レクリエーション系施設	55	0	55	体育館、野球場、温浴施設、キャンプ場 など
市民文化系施設	66	0	66	市民ホール、集会施設、コミセン など
産業系施設	131	0	131	産業関連施設、揚排水機場 など
社会教育系施設	27	0	27	図書館、博物館、郷土資料館 など
供給処理施設	0	135	135	下水道排水処理施設、水道関連施設 など
保健・福祉施設	25	0	25	介護保険施設、福祉センター など
子育て支援施設	32	0	32	保育園、児童クラブ など
医療施設	4	1	5	診療所、病院
公園	128	0	128	都市公園、普通公園 など（東屋・トイレ等）
その他	40	3	43	駐車場 など
合計	959	140	1,099	

※普通会計以外：水道事業、簡易水道事業、下水道事業、病院事業

④旧自治体別延床面積

旧自治体別の延床面積の構成比は次のとおりです。また、旧自治体別に人口一人当たりの延床面積を算出してみると、人口の少ない旧自治体ほど一人当たりの延床面積が広い傾向にあります。

旧自治体別の延床面積構成比



旧自治体別の人口一人当たり延床面積

旧自治体名	延床面積 (㎡)	H22国調人口 (人)	延床面積/ 人口 (㎡)
旧出雲市	344,438	89,020	3.87
旧平田市	164,614	26,908	6.12
旧佐田町	43,206	3,816	11.32
旧多伎町	52,567	3,767	13.95
旧湖陵町	39,248	5,369	7.31
旧大社町	61,571	14,916	4.13
旧斐川町	135,911	27,689	4.91
合計	841,555	171,485	4.91

※延床面積は「平成 26 年度（2014）財産に関する調査」における行政財産の延床面積と平成 26 年度末の公営企業会計（水道事業・病院事業）所管の延床面積の合計

(2) 公共建築物の建替等にかかる将来経費の推計

現在の公共建築物を維持していくとすれば、平成 28 年度以降の 30 年間で発生する大規模改修及び建替経費は、普通会計分で 2,055 億円、普通会計以外（水道・簡易水道・下水道・病院事業）で 82 億円と推計しています。これを年平均にすると、普通会計分約 68.5 億円、普通会計以外で約 2.7 億円が必要となる見込みです。また、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間においては、建替等にかかる経費は市全体で年間 100 億円を超える見込みです。

平成 28 年度以降 30 年間に必要な大規模改修及び建替経費推計

(単位: 億円)

分類	普通会計									
	学校教育系施設	市営住宅	行政系施設	スポーツ・レクリエーション系施設	市民文化系施設	産業系施設	社会教育系施設	供給処理施設	保健・福祉施設	医療施設
大規模改修	224.9	111.7	189.8	88.0	83.8	55.9	54.1	0.0	26.2	1.4
建替	584.1	118.1	90.7	166.8	144.2	32.3	16.7	0.0	14.4	0.0
合計	809.0	229.8	280.5	254.8	228.0	88.2	70.8	0.0	40.6	1.4

分類	普通会計				普通会計以外				合計
	子育て支援施設	公園	その他	合計	水道事業 簡易水道事業	下水道事業	病院事業	合計	
大規模改修	11.2	11.9	8.0	866.9	14.3	25.3	40.9	80.5	947.4
建替	10.3	7.7	3.0	1,188.3	1.6	0.0	0.0	1.6	1,189.9
合計	21.5	19.6	11.0	2,055.2	15.9	25.3	40.9	82.1	2,137.3

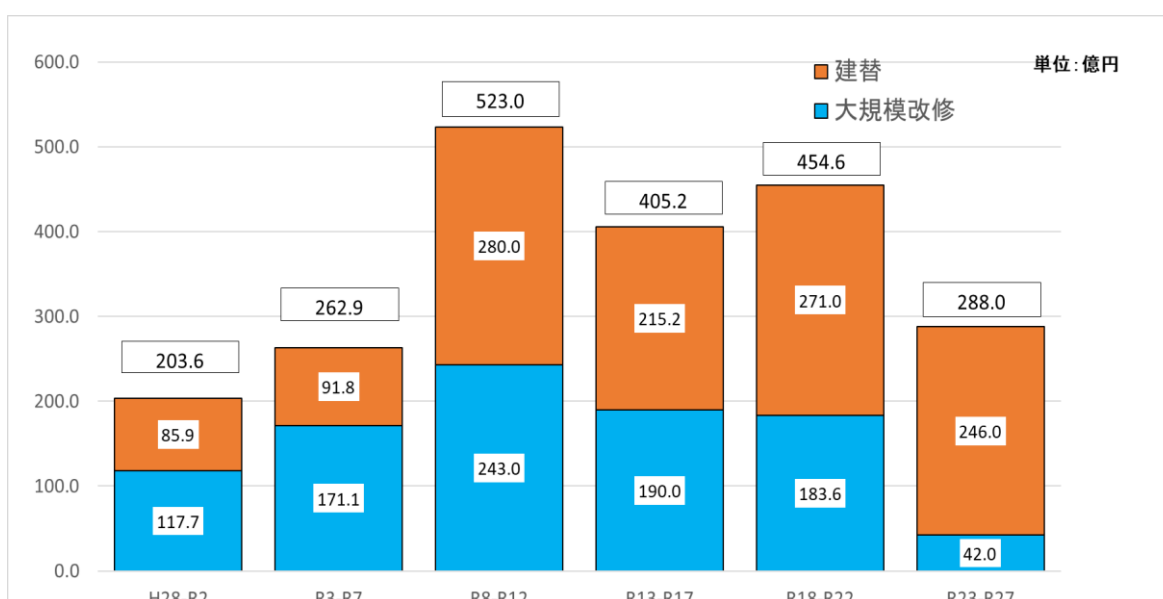
計画期間における 1 年当たりの平均経費所要額

普通会計分 $2,055.2 \text{ 億円} \div 30 \text{ 年} = 68.5 \text{ 億円}$

普通会計以外 $82.1 \text{ 億円} \div 30 \text{ 年} = 2.7 \text{ 億円}$

計 71.2 億円

年度別大規模改修及び建替経費推計総額 (H28-R27)



大規模改修及び建替経費算出の考え方

試算方法及び単価は、総務省が提供する更新費用試算ソフトを参考とした。

【基本的な経費算出方法について】

- ・大規模改修の実施年度は建築後 30 年とする。
- ・建替の実施年度は建築後 60 年とする。建築後 60 年を経過し、既に建替年度を過ぎている施設については、今後 10 年以内で建替を行うものとする。
- ・現時点で廃止される見込みの施設や使用していない施設は、経費を算出していない。
- ・大規模改修及び建替に要する経費の単価は、下表のとおりとする。

公共施設分類	大規模改修	建替
学校教育系施設、公園、子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設、行政系施設、産業系施設、市民文化系施設、社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡

※単価は財団法人自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（平成 23 年 3 月）」による。

※施設の耐用年数については、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」の標準的な耐用年数（60 年）とする。

（3）公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、保有している有形固定資産のうち償却資産（建物や工作物等）の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。この償却率が大きいほど、老朽化が進んでいることになります。

公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移

区分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
普通会計	59.6%	57.9%	59.1%	60.4%	60.6%
普通会計以外	41.1%	43.5%	45.6%	48.0%	50.1%

2. インフラ資産の状況

(1) インフラ資産の保有状況

①インフラ資産別保有量

道路・橋梁や水道・下水道施設などのインフラ資産は、産業、経済、文化の発展の基盤であり、市民生活や地域経済の活動を支えています。主なインフラ資産の保有量は、次のとおりです。

主なインフラ資産の保有量

種別		延長等	面積	
普通 会 計	市道	幹線 1 級市道	232,442m	1,806,796 m ²
		幹線 2 級市道	261,127m	1,612,754 m ²
		その他市道	2,464,367m	10,578,309 m ²
		合計	2,957,936m	13,997,859 m ²
	農道		230,689m	—
	林道		169,615m	—
	橋梁	橋長 15m以上	346 橋	126,009 m ²
		橋長 10～15m	228 橋	
		橋長 2～10m	1,969 橋	
		合計	2,543 橋	
公園		187 箇所	2,158,751 m ²	
普通 会 計 以 外	水道管路（水道）		1,446,140m	—
	水道管路（簡易水道）		445,322m	—
	下水道管路		1,178,328m	—

※平成 26 年度末数値（市道・橋梁は平成 27 年 4 月 1 日現在）

※市道の面積は、法面などを除いた道路部分の面積

※幹線 1 級市道：地方生活圏及び大都市圏域の基幹道路網を形成するのに必要な市道で、一定の要件を満たすもの

※幹線 2 級市道：国道、県道及び幹線 1 級市道を補完し、基幹道路網の形成に必要な市道で、一定の要件を満たすもの

②人口一人当たりのインフラ資産保有量

本市のインフラ資産のうち市道・農道・林道の人口一人当たりの延長を類似団体と比較してみると、本市の延長は19.5m、類似団体平均は6.0mであり、約3.3倍となっています。

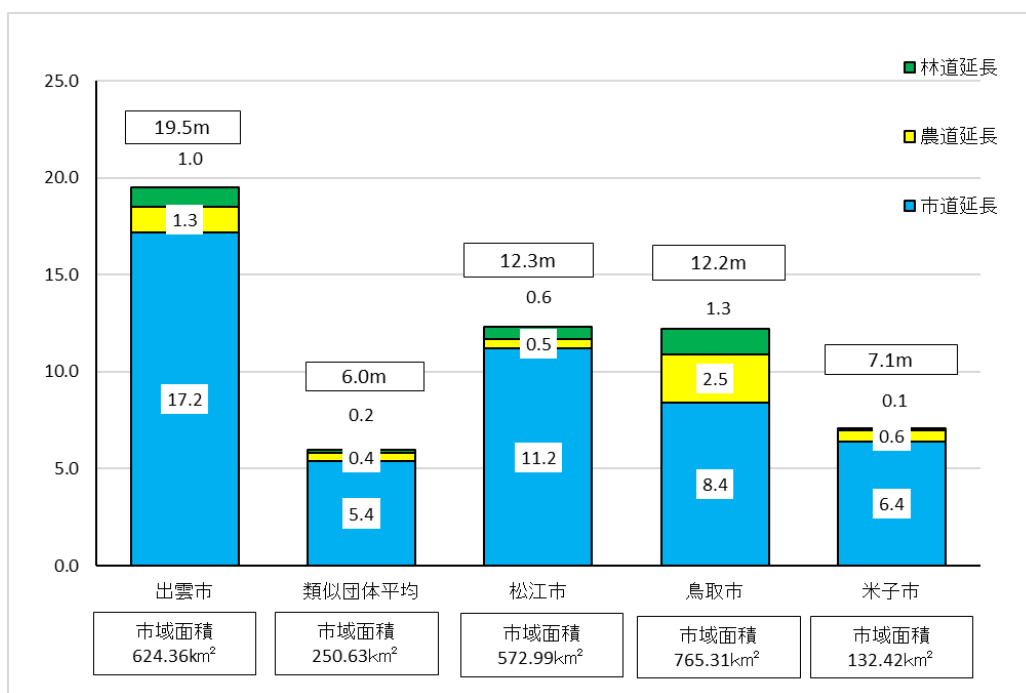
また、近隣自治体と比較しても、市道等の延長は長くなっています。

市道等の延長の状況 (平成25年度)

	出雲市	類似団体平均	松江市	鳥取市	米子市
市道延長(m)	2,948,387	1,151,643	2,332,385	1,666,198	955,103
農道延長(m)	229,328	85,189	102,062	484,600	83,125
林道延長(m)	169,615	46,457	132,284	264,386	20,919
合計	3,347,330	1,283,289	2,566,731	2,415,184	1,059,147

※路線延長は平成25年度「公共施設状況調査」の数値

人口一人当たりの市道等延長 (平成25年度)



※路線延長は平成25年度「公共施設状況調査」の数値

※人口は平成22年度国勢調査人口で算出

※市域面積は平成26年10月現在

(2) インフラ資産の更新にかかる将来経費の推計

インフラ資産について、1年当たりの更新経費は、普通会計分である市道など道路関係で58.3億円、普通会計以外（水道・簡易水道・下水道事業）の管路関係で75.8億円と試算しています。また、今後30年間で必要となる更新経費は、道路関係の更新経費が1,749億円、管路関係の更新経費が2,274億円と見込んでいます。

インフラ資産の更新経費

種別		1年当たりの更新経費	今後30年間に必要な更新経費
普通会計	道路関係計	58.3億円	1,749億円
	市道	43.9億円	1,317億円
	橋梁	9.4億円	282億円
	農道・林道	5.0億円	150億円
普通会計以外	管路関係計	75.8億円	2,274億円
	水道(水道・簡易水道)	46.6億円	1,398億円
	下水道	29.2億円	876億円
合計		134.1億円	4,023億円

(3) インフラ資産の有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、保有している有形固定資産のうち償却資産（建物や工作物等）の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。この償却率が大きいほど、老朽化が進んでいることとなります。

インフラ資産の有形固定資産減価償却率の推移

区分	H28	H29	H30	R1	R2
普通会計	49.0%	51.3%	52.8%	54.4%	56.0%
普通会計以外	40.5%	35.7%	36.4%	38.4%	39.5%

更新経費算出の考え方

試算方法及び単価は、総務省が提供する更新費用試算ソフトを参考とした。

【道路関係】

○市道 更新単価：4,700 円/年/m²

- ・単価は「道路統計年報」(2009)に示された舗装補修事業費を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定

- ・耐用年数は、法定耐用年数(10年)、舗装の一般的な供用寿命(12~20年)を踏まえ、15年とする

- ・道路部面積を耐用年数15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

道路部面積 ÷ 15年 × 更新単価 = 1年当たりの更新経費

○橋梁 更新単価：448,000 円/年/m²

- ・単価は「道路橋年報」(平成19~20年度版)に示された道路橋の工事实績から算出されたものから設定

- ・耐用年数は法定耐用年数60年

- ・全整備面積を耐用年数60年で割った面積を毎年度更新していくと仮定

橋梁面積 ÷ 60年 × 更新単価 = 1年当たりの更新経費

○農道・林道

- ・市道に準じ算出

- ・公式に道路面積の数値を算出していないため、平均幅員等を参考に面積を算出

【管路関係】

○水道事業(水道・簡易水道)

- ・布設替えの単価は、流域別下水道整備総合計画調査指針(H20)に示された計算方法により設定

- ・更新単価は次のとおり

導水管及び送水管	~300mm未満	100,000 円/m
	300~500mm未満	114,000 円/m
	500~1,000mm未満	161,000 円/m
配水管	~150mm以下	97,000 円/m
	150~200mm以下	100,000 円/m
	200~250mm以下	103,000 円/m
	250~300mm以下	106,000 円/m
	300~350mm以下	111,000 円/m
	350~400mm以下	116,000 円/m
	400~450mm以下	121,000 円/m
	450~500mm以下	128,000 円/m
	500~600mm以下	142,000 円/m
	600~700mm以下	158,000 円/m

- ・耐用年数は法定耐用年数40年

- ・管路延長を耐用年数40年で割った延長を毎年度更新していくと仮定

管路延長 ÷ 40年 × 更新単価 = 1年当たりの更新経費

○下水道事業 更新単価 124,000 円/年/m

- ・布設替えの単価は、流域別下水道整備総合計画調査指針(H20)に示された計算方法により設定

- ・耐用年数は法定耐用年数50年

- ・管路延長を耐用年数50年で割った延長を毎年度更新していくと仮定

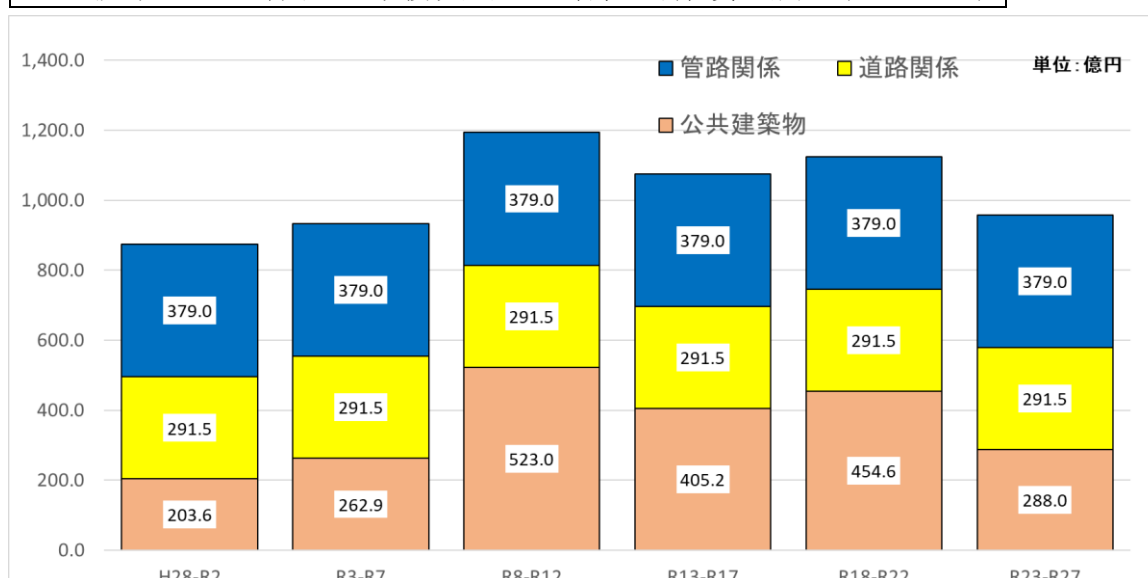
管路延長 ÷ 50年 × 更新単価 = 1年当たりの更新経費

3. 公共施設等の更新等にかかる将来経費の推計

公共施設等を耐用年数まで使用し、全て大規模改修及び建替、更新していくと仮定し試算した場合、普通会計分で年平均にして約 127 億円、今後 30 年間に約 3,804 億円の経費が必要となると見込んでいます。

一方、普通会計以外（水道・簡易水道・下水道・病院事業）については、年平均にして約 79 億円、今後 30 年間に約 2,356 億円の経費が必要となると見込んでいます。

公共施設等における将来の大規模改修及び建替、更新経費の推計（H28-R27）



公共施設等の大規模改修及び建替、更新経費

種別	1年当たりの大規模改修及び建替、更新経費	今後30年間に必要な大規模改修及び建替、更新経費
普通会計分	126.8億円	3,804億円
公共建築物	68.5億円	2,055億円
道路関係	58.3億円	1,749億円
市道	43.9億円	1,317億円
農道・林道	5.0億円	150億円
橋梁	9.4億円	282億円
普通会計以外	78.5億円	2,356億円
公共建築物（病院等）	2.7億円	82億円
管路関係	75.8億円	2,274億円
水道管路(水道・簡易水道)	46.6億円	1,398億円
下水道管路	29.2億円	876億円
合計	205.3億円	6,160億円

4. 過去に行った対策とその効果

(1) 過去に行った対策の実績

本計画の策定以降に行った主な対策の実績は、以下のとおりです。

	項目	内容
1	出雲市公共施設のあり方指針に基づく見直し	[H27～R2] 廃止又は使用中止 6 施設、民間譲渡 13 施設、地元移譲 1 施設、管理改善 5 施設、用途変更 2 施設の取組を完了
2	公共施設の耐震化	【学校施設】 [H24～R2] 幼稚園 26 園、小学校 31 校、中学校 12 校の耐震化完了
		【その他の施設】 [H29～H30] 出雲市民会館（大ホール天井）の耐震化完了 [R1] 直江コミュニティセンターの耐震化完了
3	P F I ※ ¹ 方式の活用	[R3～R20] 新体育館の整備及び管理運営に PFI 方式を採用
4	サウンディング型市場調査※ ² の実施	[R1] 廃校となった小学校 3 校、中学校 1 校について実施 [R2] 廃校となった小学校 2 校について再実施 [R3] 出雲いりすの丘公園について実施
5	再生可能エネルギーの活用	[R3] 出雲エネルギーセンターで発電した電力を公共施設に供給開始
6	簡易水道事業の統合	[H28] 簡易水道事業を上水道事業に統合

※1 P F I

プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称。公共施設等の整備・運営を行うにあたり、民間事業者が資金を調達し、設計から建設、運営までを一括して実施するもの。

※2 サウンディング型市場調査

市有地などの利活用に関する事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした調査手法。

(2) 施設保有量の推移

①公共建築物の保有量の推移

保有量の適正化に向けた取組などにより、総延床面積は6年間で約47,000㎡減少しています。

分類	平成26年度末 延床面積	令和2年度末 延床面積	増減
学校教育系施設	327,878㎡	318,208㎡	▲ 9,670㎡
市営住宅	110,597㎡	110,597㎡	0㎡
行政系施設	105,142㎡	101,634㎡	▲ 3,508㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	90,543㎡	72,000㎡	▲ 18,543㎡
市民文化系施設	70,675㎡	69,587㎡	▲ 1,088㎡
産業系施設	30,500㎡	20,520㎡	▲ 9,980㎡
社会教育系施設	26,217㎡	27,404㎡	1,187㎡
供給処理施設	18,164㎡	20,541㎡	2,377㎡
保健・福祉施設	17,114㎡	12,028㎡	▲ 5,086㎡
医療施設	16,081㎡	16,081㎡	0㎡
子育て支援施設	10,111㎡	10,522㎡	411㎡
公園	9,348㎡	9,438㎡	90㎡
その他	9,187㎡	5,930㎡	▲ 3,257㎡
合計	841,555㎡	794,490㎡	▲ 47,065㎡

②インフラ資産の保有量の推移

主なインフラ資産の保有量

種別		平成26年度末 延長等	令和2年度末 延長等	増減	
普通 会計	市道	幹線1級市道	232,442m	234,457m	2,015m
		幹線2級市道	261,127m	261,453m	326m
		その他市道	2,464,367m	2,479,558m	15,191m
		合計	2,957,936m	2,975,468m	17,532m
	農道	230,689m	224,903m	▲5,786m	
	林道	169,615m	170,853m	1,238m	
	橋梁	橋長15m以上	346橋	374橋	28橋
		橋長10～15m	228橋	235橋	7橋
		橋長 2～10m	1,969橋	1,904橋	▲65橋
		合計	2,543橋	2,513橋	▲30橋
公園	187箇所	199箇所	12箇所		
普通 会計 以外	水道管路(水道)	1,446,140m	1,764,035m	317,895m	
	水道管路(簡易水道)	445,322m	0m	▲445,322m	
	下水道管路	1,178,328m	1,220,088m	41,760m	

※市道、橋梁の数値は平成27年4月1日現在及び令和3年4月1日現在

※公園は都市計画区域内の数

※簡易水道は平成29年3月31日をもって上水道に統合

(3) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

本計画の初年度（平成 28 年度）から 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費については、普通会計で約 732 億円、普通会計以外で約 216 億円、合計で約 948 億円（1 年当たり約 95 億円）を見込んでいます。

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

【平成28年度～令和7年度】

(百万円)

		長寿命化対策等を反映した経費			耐用年数経過時に 単純更新した場合 ④	差額(効果額) (③-④)	現在要している経費 (過去5年平均)
		維持管理 ・修繕 ①	改修・ 更新等 ②	合計 ③ (①+②)			
普通会計	建築物(a)	4,569	30,128	34,697	43,120	▲ 8,423	3,251
	インフラ施設(b)	6,676	31,834	38,510	58,300	▲ 19,790	3,057
	計(a+b)	11,245	61,962	73,207	101,420	▲ 28,213	6,308
普通会計以外	建築物(c)	264	266	530	3,530	▲ 3,000	46
	インフラ施設(d)	5,606	15,499	21,105	75,800	▲ 54,695	1,913
	計(c+d)	5,870	15,765	21,635	79,330	▲ 57,695	1,959
建築物計(a+c)		4,833	30,394	35,227	46,650	▲ 11,423	3,297
インフラ施設計(b+d)		12,282	47,333	59,615	134,100	▲ 74,485	4,970
合計(a+b+c+d)		17,115	77,727	94,842	180,750	▲ 85,908	8,267

【備考】

※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ インフラ施設：道路、橋梁、農道、林道、河川、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。

※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。

なお、補修、修繕については、補修等を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

(例)法令に基づく法定点検、自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等。

※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。(例)耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

各経費の算出方法

○維持管理・修繕①、改修・更新等②

各会計について、平成 28 年度から令和 7 年度までの決算額、予算額、財政計画・経営戦略などを基に算出。

- ・平成 28 年度～令和 2 年度：決算額
- ・令和 3 年度：予算額
- ・令和 4 年度～令和 7 年度：財政計画・経営戦略など

○耐用年数経過時に単純更新した場合④

計画策定時（平成 27 年度）に算出した将来経費の推計金額

なお、試算方法及び単価は、総務省が提供する更新費用試算ソフトを参考としており、経費算出の考え方については、8 ページ及び 12 ページに示すとおりである。

- ・平成 28 年度～令和 2 年度
公共建築物：203.6 億円、道路関係：291.5 億円、管路関係：379.0 億円（計 874.1 億円）
- ・令和 3 年度～令和 7 年度
公共建築物：262.9 億円、道路関係：291.5 億円、管路関係：379.0 億円（計 933.4 億円）

○現在要している経費（過去 5 年平均）

過去 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の維持管理・更新等にかかった経費の平均

Ⅲ 人口推計と財政状況の推計

1. 人口推計（出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

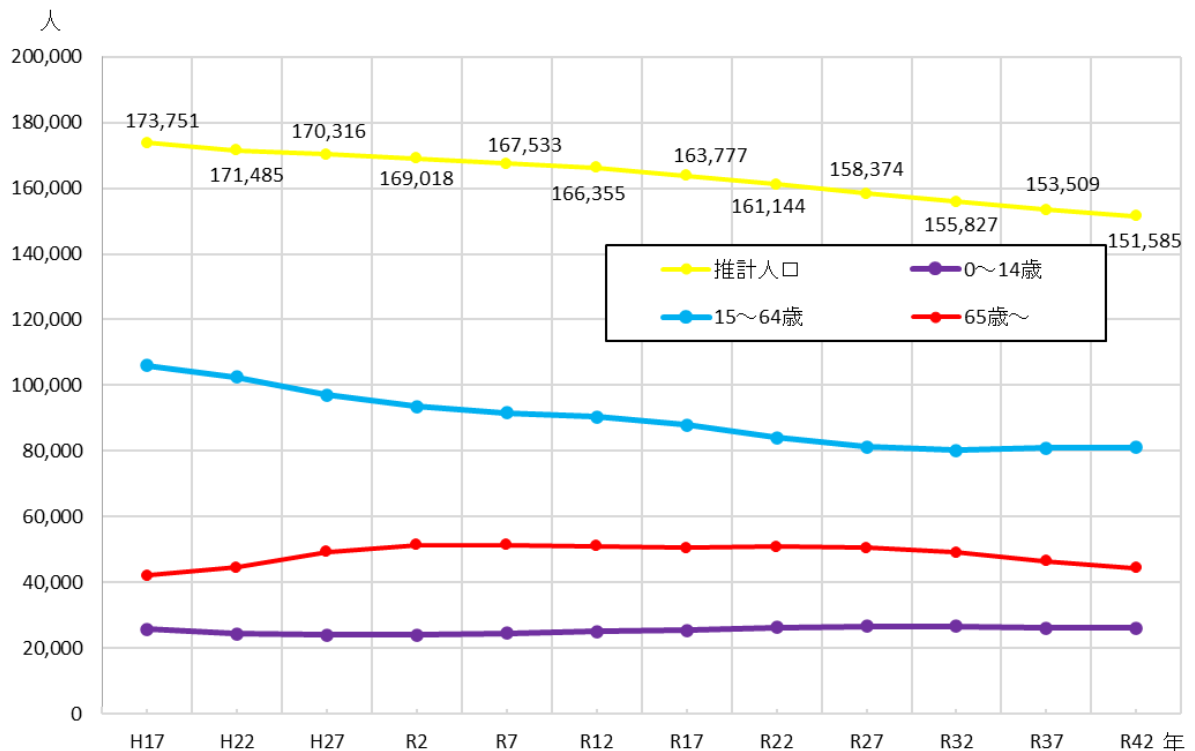
国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計では、令和27年の本市の推計人口は13万人台とされており、人口減少がもたらす様々な問題も懸念されます。今後、一層進むと思われる人口減少に対して、出生数の増による「自然減」の抑制と転入者の増による「社会増」の促進に取り組み、人口減少を抑制していく必要があります。

本市では、平成27年10月「出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、この中の「人口ビジョン」において、目標人口推計を行っています。

「人口ビジョン」における目標人口推計においては、今後展開される国県や市の政策の効果等を勘案し、合計特殊出生率の上昇と他自治体からの転入増を考慮しています。

そういった中でも、人口はゆるやかに減少していく推計となっており、高齢化の進展も想定しています。人口構造の変化は、公共施設等の需要を考えていく上で重要な要素です。

政策による効果を仮定した目標人口推計（人口ビジョン）



2. 財政状況の推計

(1) 出雲市財政計画（普通会計）

出雲市財政計画については平成 27 年度に見直しを行い、以下の策定方針を示しています。計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間です。

出雲市財政計画の策定方針

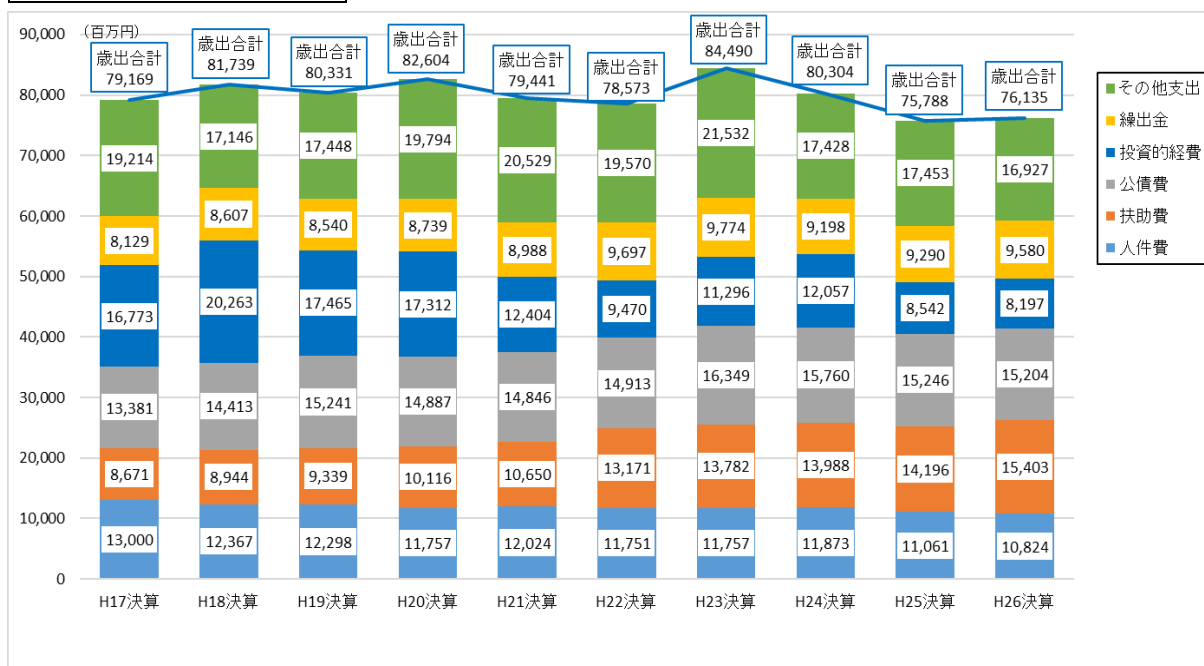
- ①行政の効率性を高めながら、財政力に見合った歳出規模となるよう計画し、期間後半には 700 億円程度の水準とする。
- ②市債残高を計画の最終年度には 800 億円程度に縮減する。
- ③計画の最終年度には実質公債費比率を 15%未満、将来負担比率を 150%未満に抑える。
- ④財政調整基金及び減債基金の残高を最低でも 20 億円以上確保する。

歳入面では、地方交付税が普通交付税の合併算定替による特例加算措置の段階的な縮減が始まる平成 27 年度から令和 4 年度にかけて減少すること、市税が 200 億円前後で推移すること、また、市債借入の抑制を見込んでいます。

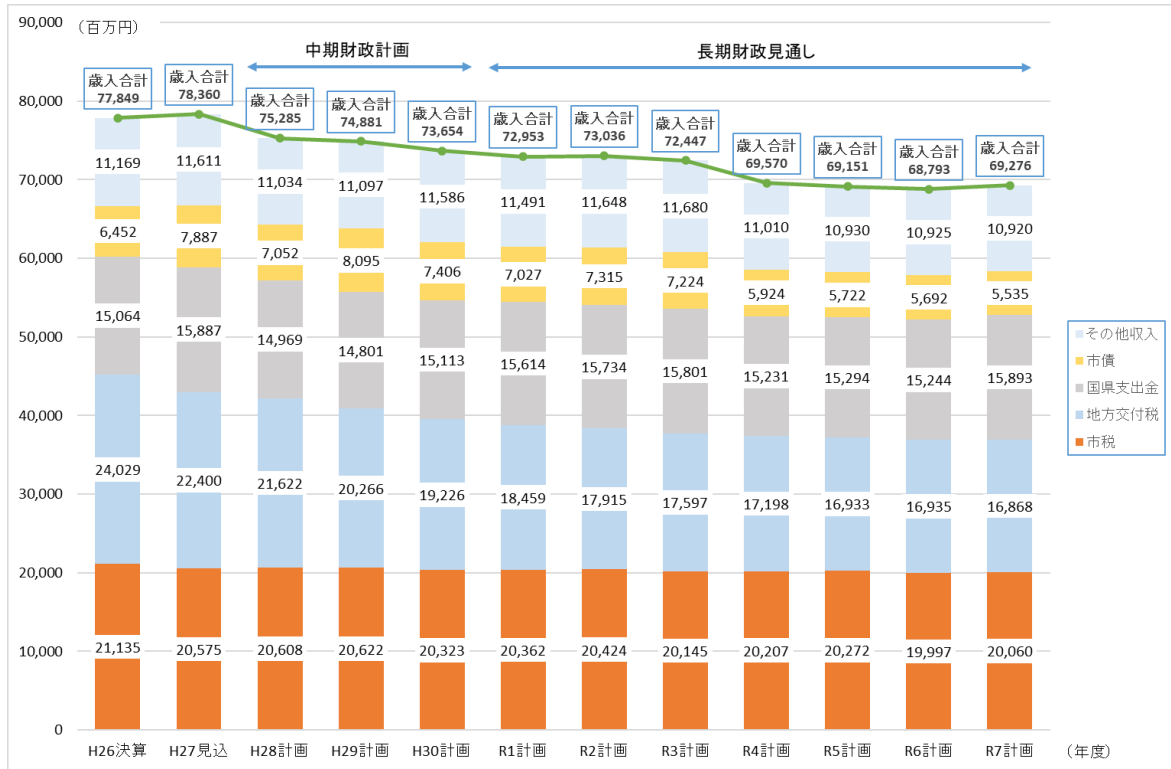
歳出面では、子育て支援制度をはじめとする社会保障費の充実による扶助費の増加、市債の新規発行抑制による効果として公債費の減少を見込みながらも、投資的経費については、50～80 億円を見込んでいます。

こうしたことから、公共施設等の大規模改修及び建替、更新経費を十分確保できない状況となっています。

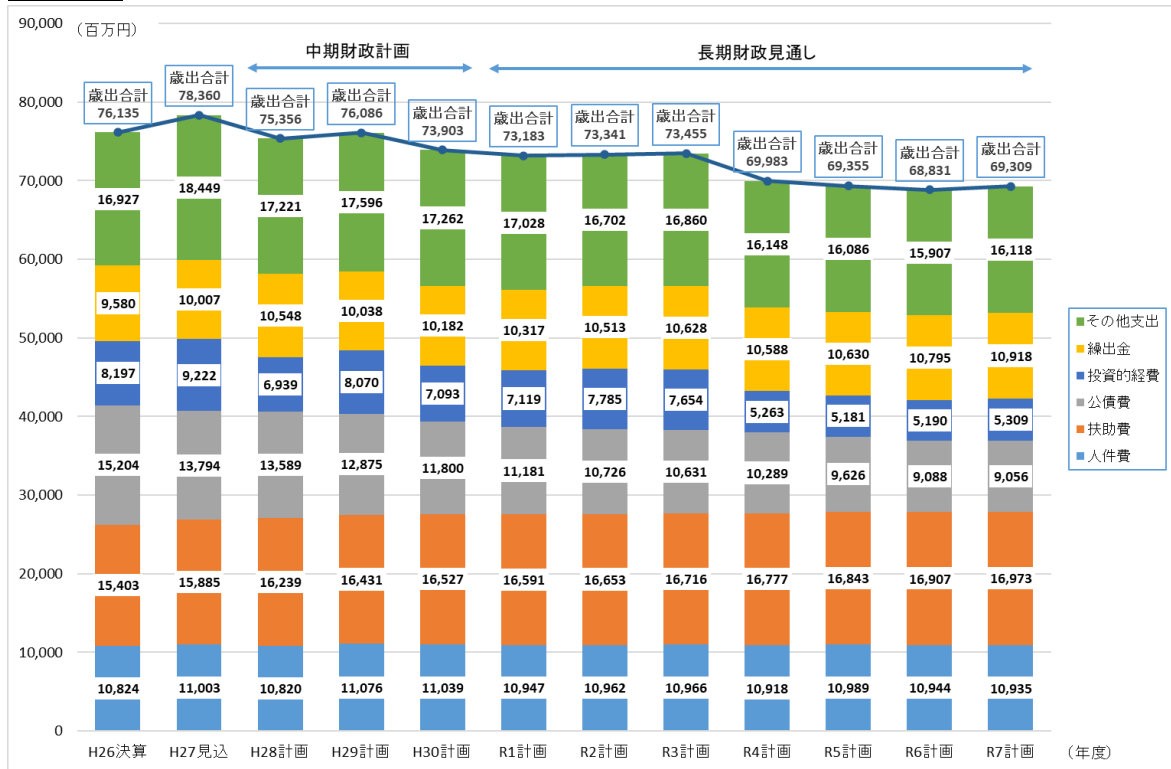
近年の性質別決算額の推移



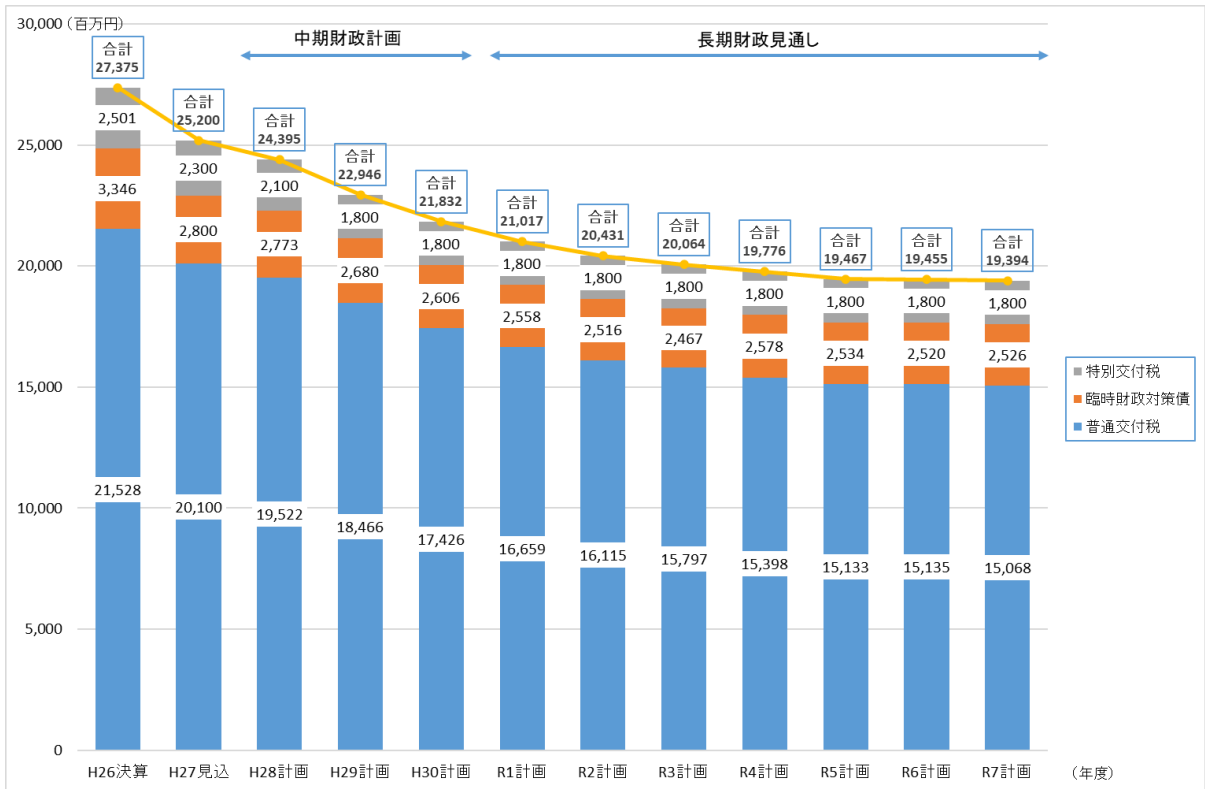
歳入計画



歳出計画



地方交付税推計



※合併算定替の特例措置による上乗せ分の縮減額は、令和4年度には約25億円となる見込みである。

(2) 水道事業・下水道事業

水道事業（簡易水道事業含む）・下水道事業について、直近5年間の建設改良費の実績をみると、水道事業については平均で約24億円、下水道事業については約25億円となっています。

直近5年間の建設改良費（水道事業・下水道事業）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	直近5年間平均
水道事業	32.4	31.3	20.2	17.6	19.1	24.1
水道事業	17.9	19.3	9.9	8.0	12.3	
簡易水道事業	14.5	12.0	10.3	9.6	6.8	
下水道事業	27.4	24.7	26.9	24.4	19.8	24.6
公共下水道事業	22.2	20.9	24.4	21.3	17.0	
農業・漁業集落排水事業	4.8	3.4	2.1	2.5	2.4	
浄化槽設置事業	0.4	0.4	0.4	0.6	0.4	

※地方公営企業決算状況調査

IV 公共施設等の総合的な取組の基本方針

1. 公共施設等を取巻く課題

公共施設等の現状を分析すると、次のことが課題となっています。

- 多くの公共施設等を保有しており、人口一人当たりの公共施設等の保有量も多いこと。
- 整備後年数が経過し、老朽化した施設や耐震化への対応が必要な施設が多くあること。
- 現在保有している公共施設等を全て大規模改修及び建替、更新し保持するには、多額の費用を要する見込みであること。
- 普通会計分の公共建築物の維持管理費が年間約 50 億円となっていること。

上記のとおり、公共施設等の保有・維持管理については課題が山積しています。人口減少や人口構造の変化、また、住民ニーズの変化、市の財政状況等を十分に検証し、今後の施設のあり方、保有量、用途等を勘案した取組を行っていく必要があります。

2. 総合的な取組の基本方針

本市の公共施設等を取巻く課題は、先に述べているように様々なものがあります。これらの課題に対応し、将来にわたって市民に対する行政サービスの向上を図るため、経営的な視点を用いたファシリティマネジメント※の考え方を取り入れながら、公共施設等の総合的な取組の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

○保有量の適正化

- ・施設の統廃合や譲渡等による保有量の削減
- ・施設の複合化等の検討

○施設の安全性の確保と長寿命化

- ・計画的な点検・診断による適切な修繕
- ・耐震化の推進

○維持管理経費の縮減

- ・管理方式の見直し等による維持管理経費の縮減
- ・施設の統廃合や譲渡等による維持管理経費の縮減

○民間活力の導入

- ・P F I 制度等の活用
- ・指定管理者制度の活用

※ファシリティマネジメント

資産を経営資源としてとらえ、総合的かつ長期的な視点に立ち、コストや利便性の最適化を図りながら、企画、管理、活用する経営方式。

V 具体的な取組の方針

1. 公共建築物の総合的な取組方針

(1) 保有量の適正化

①施設の統廃合等の取組方針

本市の公共建築物については、整備後年数が相当経過した施設も多く存在しています。こうした建築物には、老朽化や耐震性の面から安全性に問題がある施設もあり、利用状況を踏まえ、施設のあり方を検討していく必要があります。また、人口推計においては、今後人口が減少し、人口構造の変化も想定されるため、こうしたことも考慮した取組を検討します。

平成26年4月に策定した「出雲市行財政改革大綱」では、公共施設の今後のあり方を取組項目の柱の一つとしており、方針として次のことを掲げています。

「出雲市行財政改革大綱」より

- 存続、統廃合・譲渡を検討・決定するための基準「ものさし」の設定
 - ・公共性や採算性、類似性及び地域性等を判断材料とした、数値化・可視化の推進
- 施設の統廃合等
 - ・類似施設の統廃合及び用途変更・多用途使用
 - ・特定の利用者の用に供する施設の譲渡及び貸与
 - ・民間で同様の施設が運営されている施設の譲渡・廃止
- 公共施設の適正配置
 - ・ライフサイクルコスト※を考慮した新規施設整備計画の検討
 - ・耐震補強等を除く既存施設の大規模改修の見直し
 - ・利用率や地域性を考慮した配置
- スピード感を持った見直しの推進
 - ・存続・統廃合等、施設ごとの見直し案の早期決定
 - ・丁寧な説明を行ったうえでの決断力とスピード感を持った実施
 - ・類似施設の管理は、所管課の集約を検討

※ライフサイクルコスト

新しい施設を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物の全生涯に要する費用の総額。

また、平成27年3月に策定した「出雲市公共施設のあり方指針」においては、施設選別にあたって施設の評価を数値化し、これを基準に「施設が提供するサービスの公共性」や「施設の安全性」の視点を踏まえ検討しています。

「出雲市公共施設のあり方指針」施設選別の方針

(1)廃止又は使用中止の対象施設

- ①耐震性、安全性等に問題があり、耐用年数の状況からも今後の長期使用が見込めない施設（耐震診断を実施済み施設）
- ②老朽化により安全性等に問題があり、耐用年数の状況からも今後の長期使用が見込めない施設（耐震診断は未実施施設）
- ③施設規模に対し使用者数、使用件数が少なく、かつ近隣に類似施設がある施設
- ④現在、使用を中止している施設

(2)民間譲渡の対象施設

- ①民間でも同種のサービスを提供している施設
- ②安定的な収入があり、民間での運営が可能な施設
- ③特定の使用目的の施設で、管理者が限定的な施設

(3)地元移譲の対象施設

- ①主たる使用者及び対象地域が限定的な施設

(4)管理改善の対象施設

- ①維持管理費に占める一般財源所要額の割合が高く、収支改善が必要な施設
- ②管理方法の見直しを必要とする施設
- ③事業推進のため、施設及び事業のあり方を検討する施設

(5)用途変更の対象施設

- ①施設の使用用途の変更を検討する施設

②削減の数値目標

本市の人口一人当たりの公共建築物の延床面積は、4ページに示したとおり類似団体の1.7倍となっています。また、平成28年度以降大規模改修及び建替にかかる経費は、7ページに示したとおり、普通会計で年間68.5億円程度と推計しています。

そのため、市の公共建築物については保有量の適正化に取り組む必要があり、次のとおり計画期間中の延床面積の削減目標を設定します。なお、削減対象の施設については、小中学校及び幼稚園、市営住宅、医療施設、供給処理施設（上下水道関連施設）は、一律の基準での削減等が難しい施設であるため、これらを除く施設とします。

なお、小中学校及び幼稚園、市営住宅については個別計画で方針を定めており、これらの計画に沿った取組を進めます。

期 間	目標数値等	削減対象施設
平成28年度～ 令和7年度	延床面積の2割削減	行政系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、市民文化系施設、産業系施設、社会教育系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、公園、その他
令和8年度～ 令和27年度	平成28年度～令和7年度の進捗状況等を勘案し、再度、削減の目標値を検討	

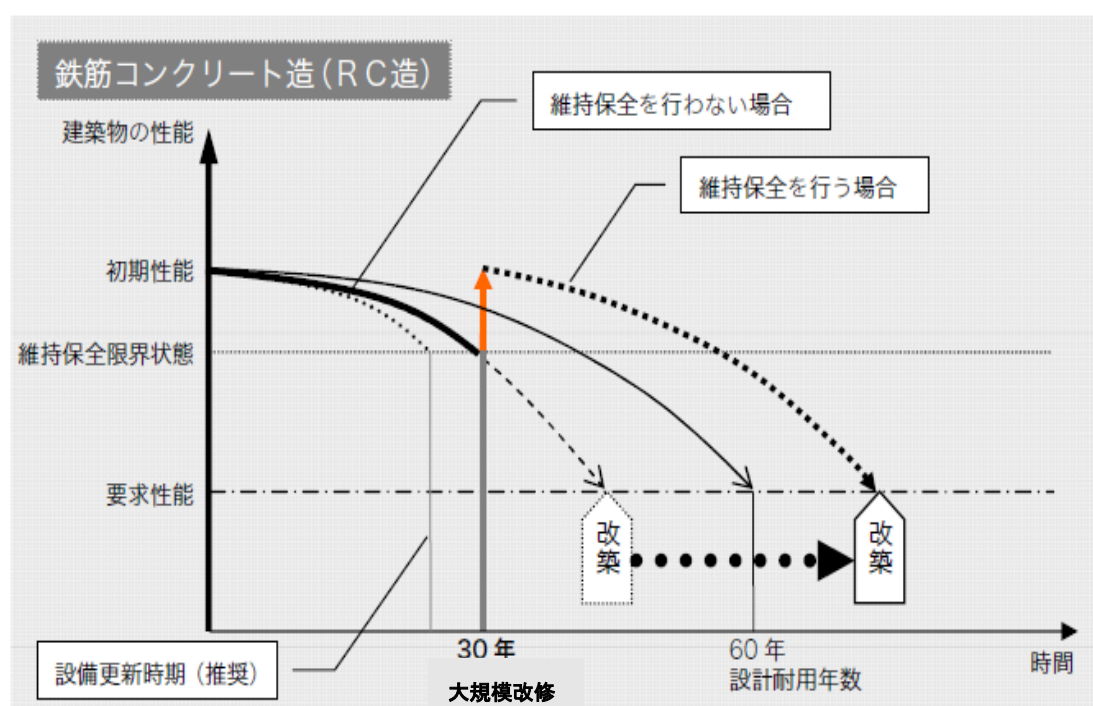
(2) 公共建築物の長寿命化

①長寿命化の実施方針

公共建築物を長期間使用していくためには、適宜、適切に改修・メンテナンスを行っていく必要があります。

施設を長期間維持していくために、損傷が著しくなってから対応する「事後保全型」から、適切な時期に対策を行う「予防保全型」の取組を重視し、施設の長寿命化を推進します。また、必要に応じリフレッシュ工事（大規模改修）を実施します。

予防保全型（イメージ）



②耐震化の実施方針

昭和56年以前の公共建築物（旧耐震基準）が、全体の約3割を占めています。現在学校施設については、耐震診断を実施し、順次耐震補強工事等を行っています。その他の必要な施設については、今後の施設の利活用状況等を勘案し、必要に応じ耐震診断を実施します。診断の結果、耐震補強等が必要な施設については、計画的に耐震工事を実施します。

③安全確保及び点検・診断等の実施方針

安全性の確保は公共建築物にとって最も重要なことであり、多くの市民が集う「ホール施設」や「体育施設」については、特に安全な管理をしていく必要があります。

公共建築物を安全に安心して使用できるよう、施設の状況を定期的に点検し、施設本

体の劣化状況等を検証します。また、必要に応じて、専門家による診断を実施します。

点検・診断により危険性が高いとされた公共建築物については、今後の施設の利活用状況等を勘案し、必要に応じ維持修繕工事等を実施します。

(3) 維持管理経費の縮減

①管理方式の見直し等による維持管理経費の縮減

公共建築物の管理方式には、直営と指定管理者制度による管理があります。本市では、維持管理経費の縮減と民間の活力とノウハウの導入を目指し、市民ホールやスポーツ・レクリエーション系施設など多くの施設で指定管理者制度を導入しています。現在、直営としている施設についても、指定管理者制度導入による効果を検証し、制度の導入を検討します。指定管理者と連携し、施設の魅力を発信しながら利用者の増を図ることにより、市費負担の軽減を図っていきます。

②施設の統廃合や譲渡等による維持管理経費の縮減

市が保有する公共建築物の維持管理経費は、普通会計分で年間約 50 億円と多大なものとなっています。これは、多くの類似する施設があることなど、施設の保有量が多いことに起因しています。これらの施設を多用途に使用できる施設とする取組や、類似する施設の統合を図る取組などを行います。また、民間譲渡にも取組みながら施設数の削減を行い、全体の維持管理経費の縮減に努めていきます。

(4) ユニバーサルデザイン化の推進

公共建築物の整備、改修等に当たっては、乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者、外国人などすべての人が、安全かつ安心して施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化の推進を図っていきます。

(5) 脱炭素化の推進

本市は、脱炭素社会実現のため、令和 3 年 6 月に 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロをめざし、「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。民間事業者との共同出資により設立した地域新電力会社「いずも縁結び電力株式会社」からの電力供給への切替、太陽光発電設備の設置などによる再生可能エネルギーの導入や、LED照明等の省エネルギーに優れた機器、資材の導入による消費エネルギーの省力化など、公共建築物における脱炭素化の推進に取り組んでいきます。

(6) 民間活力の導入（PPP*の活用）

PPPの活用方策として、PFIや指定管理者制度の導入などが挙げられます。

PFI方式を活用する施設整備は、財政負担を軽減する上でも有効な手法の一つであり、

今後検討していく課題です。公共施設の整備・運営に民間のノウハウを活用することにより、ライフサイクルコストの削減が図られ、また、施設を管理運営する上でのリスクを民間と分担できることとなります。施設整備を行う際には、P F I方式の採用も念頭におきながら、導入によるメリットが大きいと判断される施設については、導入を検討していきます。

また、指定管理者制度については適正な運用を行い、民間活力による質の高い公共サービスの提供と行政の効率化を進めていきます。

※P P P

パブリック・プライベート・パートナーシップの略称。公と民が役割を分担しながら、公共施設整備や公共サービス、公有財産を活用した公共性の高いプロジェクトなどを実施していく際の様々な手法のこと。

(7) 施設類型ごとの総合的な取組方針等

①「出雲市公共施設のあり方指針」(平成27年3月)

対象施設：203施設

分類	施設数	分類	
市民文化系施設	23	産業振興施設	21
市民会館・ホール	7	労働・勤労会館	4
集会施設	11	農産物販売施設	3
その他	5	農業振興施設	8
社会教育系施設	27	商業振興施設	3
図書館	7	水産業振興施設	3
博物館	2	子育て支援施設	6
郷土資料館	6	保育園	4
体験学習施設	3	子育て支援センター	2
同和対策関連施設	4	保健・福祉施設	31
その他	5	高齢者サービス等施設	10
スポーツ・レク施設	73	介護予防施設	7
体育館	14	障がい者福祉施設	3
プール	2	保健施設	5
サッカー場	3	社会福祉センター等	6
野球場	8	公園	4
テニス場	9	その他公園	4
その他スポーツ施設	12	環境衛生施設	6
キャンプ場	5	不燃物処理施設	6
観光公園	3	その他	12
温浴保養施設	11	駐車・駐輪場等	5
観光関連施設	6	その他	7

「出雲市公共施設のあり方指針」では、市が保有している建築物の内、学校施設や住宅施設等のように個別に再編や長寿命化等を検討している施設区分や、法律により設置が規定されている施設区分を除いた203施設を対象に検討しています。

公共建築物の統廃合・譲渡等についての検討及び方針決定にあたっては、「一般財源投入割合」、「利用者一人当たりの一般財源の所要額」、「築後の経過年数」、「今後の修繕費見込み」、「類似施設の設置状況」及び「利用者数の推移」の6つの視点から、施設を評価し、数値化を行っています。また、それぞれの施設について行政が提供すべきサービスかどうか、施設の安全性の確保も含めて方針を策定しています。

現在、見直し対象施設については、この指針に基づき施設の統廃合や民間譲渡などの取組を進めています。

②小中学校・幼稚園

ア 「出雲市学校施設整備・耐震化基本計画」（平成 24 年 3 月）

「出雲市学校施設整備・耐震化基本計画」は、学校施設の現状と課題を把握するとともに、効率的な学校施設の整備と施設の長寿命化を図ることを目的としています。耐震化対策推進事業、増改築事業、大規模改造事業、リフレッシュ事業等を企画し、中期的な学校施設の整備・保全のための基本計画として策定しています。

イ 「出雲市小中学校再編方針」・「出雲市幼稚園の閉園に関する方針」（平成 24 年 9 月）

「出雲市小中学校再編方針」は、少子化と小規模校化の進行に鑑み、できる限り適正規模校化を図り、子どもたちにより望ましい教育環境を整備することを目的としています。一定の学級数以下の小中学校を再編候補校とし、近隣校との統合で再編効果が見込まれる組合せを個別再編方針として定めています。この個別再編方針については、地元の了解が得られる場合のみ実施に移していきます。

「出雲市幼稚園の閉園に関する方針」では、学級数 1 以下の幼稚園を閉園の対象とし、この状態が 2 年続くとき、地元と閉園について協議し、了解が得られる場合のみ実施に移していくこととしています。

現在、対象施設については、これらの方針に基づき取組を進めています。

③市営住宅

・「出雲市公営住宅等長寿命化計画」（平成 25 年 3 月）

良質な市営住宅のストック形成に向け、敷地条件、建設からの経過年数や経年劣化状況などに応じ、計画的な建替や改善計画を定め、市営住宅の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減と事業量の平準化を図ることを目的としています。

公営住宅の管理戸数については、需要推計により平成 25 年度の管理戸数 1,448 戸を令和 4 年度には 1,355 戸とする目標を掲げています。また、予防保全的な維持管理を実施し、耐久性の向上等を図る改善を実施することによって、長寿命化を図ることなどを基本方針として掲げています。

④病院事業

・「出雲市立総合医療センター改革プラン」（平成 21 年 3 月・平成 24 年 12 月改訂）

「出雲市立総合医療センター改革プラン」は、「出雲市立総合医療センター改革推進委員会」及び「地域医療の推進に関する有識者会議」での検討結果及び「島根県保健医療計画」を踏まえ、「出雲市立総合医療センター及び(仮称)健康福祉拠点施設整備計

画基本計画書」(平成19年3月策定)に基づき策定したものです。

平成21年度から平成23年度にはこの改革プランに基づき、大規模な病院施設整備を実施しました。

平成24年4月からは、運営形態の見直しによる「地方公営企業法全部適用」への移行に併せ、経営実態に即した改革プランとなるよう、平成24年12月に改訂を行いました。

また、平成28年度には、県が策定する地域医療構想に基づき、新たな改革プランを策定する予定です。当面は、施設の大規模改修の必要性はありませんが、今後、施設の大規模改修等については、改革プランに基づき実施します。

⇒ 平成28年12月に「出雲市立総合医療センター新改革プラン」を策定

⑤コミュニティセンター

・「出雲市コミュニティセンター整備に関する基本的な考え方」(平成26年3月)

老朽化の進むコミュニティセンターを順次改築していくことは困難であり、適切な維持管理による長寿命化を図ることを基本としながら、耐震改修や増築などリフレッシュ整備などを優先することとしています。また、改築が必要と判断した施設についても、利用実態等を十分考慮し、地域にとって真に使い勝手が良く、活発に利用いただける施設づくりに努めることとしています。

コミュニティセンターの配置については、現在、市内各地域の自治活動と多くの行政運営がコミュニティセンター単位を基本としており、現段階においては、現在の配置の継続が妥当と判断しています。しかしながら、人口の減少や高齢化、中心部への人口集中傾向を背景として、コミュニティセンターの間の規模格差が生じていることは明確であり、効率的・効果的な行政運営といった観点では、逐次必要な見直しを行い、改善を図る必要もあります。

⑥水道事業・下水道事業(公共建築物)

ア 「出雲市水道ビジョン」(平成21年3月)

水道事業の現状と将来見通しを分析・評価し、円滑な事業運営と経営の健全化を図るため、長期的な視点から水道事業が取り組むべき課題、目標や実現方策等をまとめています。

今後、簡易水道統合後の水道事業全体のあり方について、第2次出雲市水道ビジョン(仮称)を策定する予定です。

⇒ 平成30年9月に「出雲市水道事業ビジョン」を策定

イ 「下水道施設の長寿命化について」(平成25年12月)

下水道処理施設については、農業集落排水などの処理センターを廃止し、公共下水道等他の処理施設に接続することなどを検討していくこととしています。

2. インフラ資産の総合的な取組方針

(1) 保有量の適正化

①整備の方針

インフラ資産の整備にあたっては、社会基盤の整備状況や生活環境を考慮した整備に努めます。また、市の整備方針や財政計画等と整合を図りながら、計画的に整備を進めていきます。

水道事業（簡易水道事業含む）、下水道事業が保有するインフラ資産の更新については、中長期的な経営計画の中で検討します。

(2) 施設の長寿命化

①長寿命化及び耐震化の実施方針

インフラ資産の修繕については、公共建築物と同様に損傷が著しくなってから対応する「事後保全型」から、損傷が軽微なうちに早期対策を行うなど計画的な整備を行う「予防保全型」への転換を進めることで、施設の長寿命化を図ります。

また、インフラ資産がその機能を発揮し続けるためには、地震等の自然災害に耐える必要があるため、耐震性の向上を図ります。

②安全確保及び点検・診断等の実施方針

道路、橋梁などについては、計画的な点検等により劣化による損傷を早期に発見し、早期に補修等を行うことにより、施設の性能と安全性を確保します。

劣化・損傷の程度や原因を早期に把握し対応するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について点検・診断をし、評価を行います。点検や診断の結果についてはデータベース化を図り、情報を蓄積し、活用していきます。

(3) 維持管理経費の縮減

①維持管理・修繕等の実施方針

インフラ資産ごとに特性や維持管理・修繕等にかかる取組状況を踏まえ、種別ごとに最適な維持管理に関する方針を定め、計画的な修繕等を推進し、経費の縮減と平準化を図ります。

(4) ユニバーサルデザイン化の推進

インフラ資産の整備、改修等にあたっては、乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者、外国人などすべての人が、安全かつ安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン化の推進を図っていきます。

(5) 脱炭素化の推進

本市は、脱炭素社会実現のため、令和3年6月に2050年二酸化炭素排出実質ゼロをめざし、「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。民間事業者との共同出資により設立した地域新電力会社「いずも縁結び電力株式会社」からの電力供給への切替、太陽光発電設備の設置などによる再生可能エネルギーの導入や、LED照明等の省エネ性能に優れた機器、資材の導入による消費エネルギーの省力化など、インフラ資産における脱炭素化の推進に取り組んでいきます。

(6) 施設類型ごとの総合的な取組方針等

①道路・橋梁

ア 「幹線市道整備10か年計画」

道路整備には、多額の予算、長期にわたる事業期間及び沿線住民等の協力が必要不可欠であり、そのため計画的に事業を推進する必要があることから本計画を策定しています。計画採択路線は、①本計画策定以前からの継続（事業中）路線及び未着手路線のうち重要度の高い路線、②議会陳情・要望等で採択されたもので、早期に整備が必要な路線、③その他公共事業関連として整備が必要な路線としています。

イ 「生活環境道路改良事業計画(3か年)」

生活に密着した道路を主体に道路拡幅、側溝及び舗装改良等の整備を行い、交通の利便性や通行の安全性を向上させるため、3年間の事業計画を策定しています。現行の事業計画については、土木委員会において、とりまとめられた地域の要望箇所について、現地でヒアリングや調査を行い、改良の必要性等を一定の基準により判断し、各土木委員会と調整を図ったうえで策定しています。

ウ 道路ストック定期点検事業

平成26年7月1日に道路法施行規則が改正され、道路構造物について、5年に1回の頻度で、近接目視による点検、健全性の診断などを行うことが義務づけられました。この法改正に基づく道路ストック定期点検事業により、道路橋・トンネルなどの定期点検を実施しています。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、橋長2メートル以上かつ、幅員6メートル以上の1,220橋について、平成20年度から平成25年度までにおいて点検を行いました。

エ 公共土木施設長寿命化事業

橋梁長寿命化修繕計画及び道路ストック定期点検の診断結果に基づき、予防保全的な措置を行うことにより計画的な老朽化対策を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確

保していきます。

定期的な点検を実施し、健全度評価を実施するとともに、修繕・架け替えにかかる事業費の高コスト化及び大規模化を回避するため、橋梁の架設年度や立地条件等を十分考慮して将来健全度を予測し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、経費の縮減を図ることとしています。

②水道事業・下水道事業

ア 「出雲市水道ビジョン」(平成21年3月)

水道事業の現状と将来見通しを分析・評価し、円滑な事業運営と経営の健全化を図るため、長期的な視点から水道事業が取り組むべき課題、目標や実現方策等をまとめています。

施設面については、政策目標として「いつでも使える水の供給」を掲げており、施設の耐震化対策や老朽管の更新に計画的に取り組むこととしています。

上水道事業については、このビジョンに基づき「出雲市水道事業基本計画」を策定し、実施計画として「第6次拡張事業計画」を策定しています。

簡易水道事業については、「出雲市簡易水道事業基本計画」を策定しており、施設整備を行いながら平成28年度までに上水道事業へ統合する計画としています。

今後、簡易水道統合後の水道事業全体のあり方について、第2次出雲市水道ビジョン(仮称)を策定する予定です。

⇒ 平成28年度末に簡易水道事業を上水道事業へ統合

⇒ 平成30年9月に「出雲市水道事業ビジョン」を策定

イ 下水道施設管路長寿命化事業

下水道事業全体の事業計画の中で、公共下水道の管路施設の延命化、維持管理費の縮減・平準化を図ります。

③その他インフラ資産

ア 「漁港長寿命化計画」(平成28年度策定予定)

今後の効率的な漁港管理に資するため、長寿命化計画を策定します。平成27年度は現地調査を実施しました。

⇒ 平成30年3月に「出雲市管理漁港長寿命化計画」を策定

イ 「公園施設長寿命化計画」(平成26年3月策定)

都市公園全施設の健全度等を評価し状況を把握し、劣化の程度・重要度により緊急性の高い施設から補修又は更新を行うことを基本方針として定めています。長寿命化計画の策定により、早急に対策が必要な施設の把握、年度ごとの事業費の平準化を図っていきます。

VI 施設の解体方針

1. 解体計画の策定

施設の統廃合や再配置等の結果、用途廃止した施設については、財政計画との整合を図りながら、計画的に解体を行っていきます。

施設の解体にあたっては、財源として起債を活用し、将来の財政負担の平準化を図ります。また、解体後の土地については、売却や有償貸付などの取組を進めます。

区分	施設名
平成28年度から解体に着手する施設	旧出雲衛生処理場
	旧国富コミュニティセンター
	旧市営有原住宅
	旧市営小山住宅
	旧市営直江東住宅
	旧健康文化センター
	旧旭丘中学校(校舎・屋体・プール)
	国富小学校プール
	旧荘原幼稚園
	大社野外劇場

※上記のほか、今後も用途廃止した施設で有効な活用が見込めないものについては、順次解体を行っていきます。

Ⅶ 総合的な取組の推進体制

1. 総合的かつ計画的な取組を実現するための体制の構築方針

(1) 維持管理に関する体制

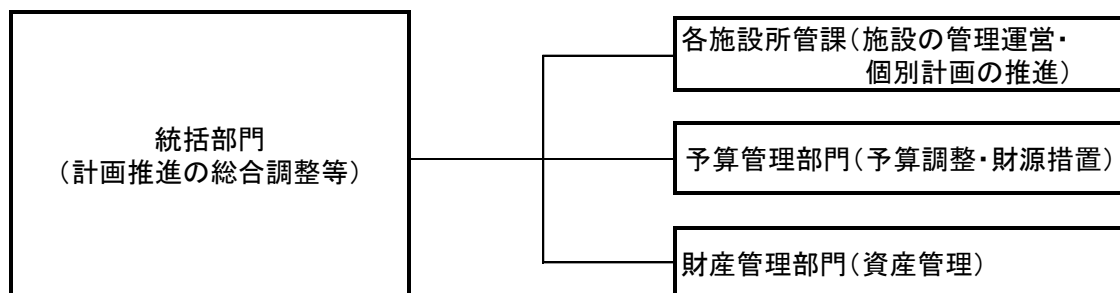
公共施設等の管理に関しては、現在、施設類型ごとに所管する部署が維持管理を行っています。公共施設等のうち公共建築物（学校施設・市営住宅などを除く）については、現在、行政改革部において統一的な維持管理の方針を定めたうえ、所管部署間の調整を図っています。今後とも同様な取組を行い、公共建築物の維持管理状況を横断的に把握し、一元的な方針を定め、効率的に維持管理を行っていくための推進体制を構築します。

(2) 統廃合や民間譲渡等の取組

公共建築物の統廃合や民間譲渡等の取組については、関係課の連携が不可欠です。「出雲市公共施設のあり方指針」などに基づく見直しにあたっては、統括部門（行政改革部）と施設所管課が連携し、関係者との調整・協議等を行います。また、民間譲渡先の公募手続は、原則として統括部門が一元的に行います。

施設の統廃合等を行った際には、施設の解体や用途廃止後の財産（普通財産）の有効活用が必要なことから、予算管理部門や財産管理部門と連携し、計画的かつ円滑に推進できる体制を整えます。統括部門は、総合管理計画の方針の改定や目標の見直しを適宜行い、市全体の政策との整合を図ります。

公共施設等の総合的な取組の推進体制



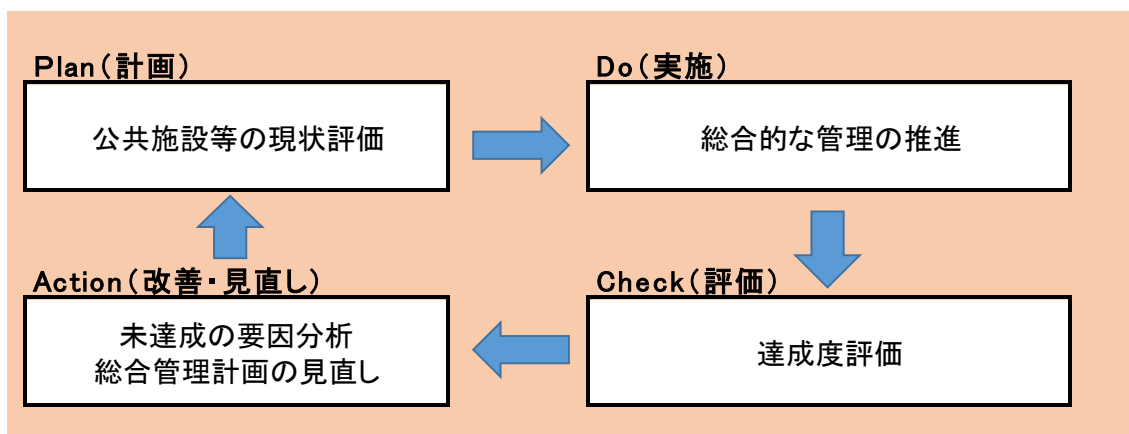
2. 情報の管理及び共有

公共建築物に関する情報の一元管理を行うため、財産台帳を利用し、各公共建築物の基本情報と管理運営状況の情報を管理するとともに、毎年度内容の更新を行います。また、インフラ資産についても基本情報のデータを集約し、今後の維持管理や更新の際に活用していきます。

3. フォローアップ体制

公共施設等の総合的な管理を推進するため、統括部門（行政改革部）、各施設所管課、予算管理部門、財産管理部門が連携するとともに、PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルを活用する体制を構築します。

PDCAサイクルのイメージ



出雲市公共施設等総合管理計画

平成 28 年(2016) 3 月策定
(令和 4 年(2022) 3 月改訂)

出雲市総務部行政改革課
〒693-8530 島根県出雲市今市町 70 番地
TEL : 0853-21-2211 (代表)
E-mail : gyoukaku@city.izumo.shimane.jp